

令和7年度

知立市一般廃棄物処理実施計画

市民部環境課

I 総則

第1 実施計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第6条第1項の規定に基づき一般廃棄物処理実施計画を次のように定める。

第2 実施期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

第3 施行区域

知立市全域

II ごみ処理実施計画

第1 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分

一般廃棄物の種類	分別の区分
一般ごみ	可燃ごみ、不燃物、埋立ごみ、有害ごみ、粗大ごみ
資源物	ペットボトル、アルミ缶、スチール缶、飲食用びん(3色)
	古紙類(新聞紙・雑紙・ダンボール・紙パック・古布)
	プラスチック資源、ガラス類、陶磁器類、スプレー缶
	小型家電(対象10品目・パソコン)、家電
し尿	し尿、浄化槽汚泥

第2 一般廃棄物の処理量の見込み

1. ごみ

区 分			5年度実績	6年度見込	7年度見込
一 般 ご み (t)	家 庭 系	可燃ごみ	11,539	11,346	11,159
		不燃物	557	463	414
		粗大ごみ	868	823	780
		小 計	12,964	12,632	12,353
	事 業 系	可燃ごみ	5,665	5,783	5,665
		粗大ごみ	12	5	2
		小 計	5,677	5,788	5,667
	計		18,641	18,420	18,020
資 源 物 (t)	ペットボトル		182	180	178
	アルミ缶		53	53	53
	スチール缶		40	38	36
	飲食用びん		301	254	216
	古紙類		257	285	335
	プラスチック資源※		370	370	409
	ガラス類、陶磁器類		144	148	152
	スプレー缶		18	18	19
	小型家電(対象10品目)・家電		104	104	103
	計		1,469	1,450	1,501

※令和7年度から分別変更(プラスチック製容器包装→プラスチック資源)
・5年度実績と6年度見込は、プラスチック製容器包装のみの量
・7年度見込は、プラスチック製容器包装とプラスチック製品(100%プラスチック素材のものに限る)を合わせた量

2. し尿及び浄化槽汚泥

区 分		5年度実績	6年度見込	7年度見込
し尿 (kl)	し尿	583	558	534
	浄化槽汚泥	16,754	16,654	16,554

第3 一般廃棄物の排出抑制のための方策

1. 排出抑制の方法

次の施策により排出前段階での積極的な資源化を行い、ごみの減量化を図る。

(1)再生資源回収奨励報償金制度

ア. 実施方法

新聞紙、雑誌、ダンボール、布類、空き缶の資源回収を促進するため、再生資源回収団体に報償金を交付することにより、その活動を支援する。

収集方法	古紙類	布類	金属類
集積所	5円/kg	5円/kg	3円/kg
戸 別	2円/kg	2円/kg	1円/kg

イ. 町内会、子ども会、PTA等の団体による収集実績

年度	回 収 量			報償金額 (円)
	古紙類 (kg)	布類 (kg)	金属類 (kg)	
5年度実績	786,815	3,965	5,964	1,822,038
6年度見込	762,207	3,507	5,695	1,700,000
7年度見込	1,008,920	5,670	8,180	2,450,000

(2)ごみ行政協力地区報償金制度

各町内会の不燃物・資源物集積所において、立ち番制度は令和元年度から廃止になったが、ごみ行政にかかる町内への周知など、今後も町内会へ協力を求める。

(3)ごみ処理の有料化による排出の抑制

- ア. 可燃ごみは、指定袋に入れて排出することとし、指定袋は有料とする。令和4年度からバイオマスプラスチック(25%)を配合したごみ袋を導入。
- イ. ごみ減量促進のため、令和7年度から可燃ごみ指定袋大(35ℓ)の販売価格を増額変更。
- ウ. 令和4年4月に施行された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」をふまえ、プラスチック製容器包装は、令和7年度からプラスチック製品(100%プラスチック素材のものに限る)と合わせて一括で回収を実施。
- これらは、指定袋に入れて排出することとし、指定袋は有料とする。
- エ. 粗大ごみは、刈谷知立環境組合(クリーンセンター)への自己搬入は無料とし、市が受付し委託業者が収集する戸別収集は有料とする。
- オ. 家電リサイクル法対象品目(エアコン・テレビ・洗濯機・衣類乾燥機・冷蔵庫・冷凍庫)は、市で運搬する場合、リサイクル料金とは別に戸別収集費と、指定引取場所への運搬費を有料とする。
- カ. 古紙や剪定枝の回収拠点の新設又は拡充を検討し、資源物排出機会の増加に努める。
- キ. 燃えるごみ袋の名称を資源物の分別徹底や減量化をしても「燃やすことがやむをえないごみ」であることを表現し、ごみの減量や分別意識の向上を図るため、燃えるごみ袋の名称を「燃やすしかないごみ」に変更する。

(4) 大型店舗・コンビニ等を利用してペットボトルの拠点回収を実施する。(現在5店舗)

(5) 生ごみ減量化促進事業

ア. 生ごみ堆肥化事業補助金交付制度

家庭から排出される生ごみの堆肥化を図り、ごみの減量化及び資源の有効活用を普及するため、生ごみ処理機、コンポスト容器、ぼかし専用容器の購入者に補助金を交付する。

補助対象機器	補助率	補助限度額	備 考
生ごみ処理機	購入価格 の1/2	20,000円	1世帯1基・買替＝5年
コンポスト容器		3,000円	1世帯1基・買替＝3年
ぼかし専用容器		1,500円	1世帯2基・買替＝3年

生ごみ堆肥化事業 補助金交付の実績	生ごみ処理機		コンポスト容器		ぼかし専用容器	
	基数	補助金	基数	補助金	基数	補助金
5年度実績	35	621,100	12	28,100	2	3,000
6年11月までの実績	36	692,500	9	22,700	0	0

イ. 生ごみ処理機無料貸出制度（平成29年度創設）

生ごみ堆肥化事業推進のため、生ごみ処理機活用の試行として最大1カ月間無料で貸出す。

ウ. 生ごみの3切運動の推進、啓発

3切り運動(食材の使い切り・料理の食べ切り・生ごみの水切り)を、ホームページや広報等を通じて生ごみの減量のための啓発を図る。

エ. 食品ロス削減

平成30年度よりイベントや市役所等でフードドライブを実施し、食品ロス削減の啓発を図る。

	令和4年	令和5年	令和6年
人数	87	118	104
品数(点)	847	990	1,492
重さ(kg)	741.4	295.8	659.3

オ. 段ボールコンポスト講習会の実施(令和5年度創設)

家庭から排出される生ごみの自家処理の推進並びにごみ排出量の軽減及び減量意識の高揚を図る。

参加世帯	基礎講習	フォローアップ
5年度実績	40	15
6年度実績	25	4

(6) 剪定枝粉碎機無料貸出制度(令和5年度創設)

家庭において庭木等の剪定で発生する枝葉の有効利用を促進し、廃棄物の減量及び資源化を図ることを目的とし、市民に対し剪定枝粉碎機を無料で貸出す。

(7) 市役所所管施設の剪定枝等の再資源化

剪定枝等を焼却することなくチップ化、市役所庁舎内植栽帯及び市内の緑地の敷設等への再資源化を実施する。

なお、再資源化施設を有していないため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第3項により、搬入先市町村の一般廃棄物処理計画と調和を保つため協議を行う。

2. 効果的なごみ減量への啓発事業

次の施策により、効果的なごみ減量への啓発を図る。

(1)学校教育の副読本「ごみのゆくえ」の配布

小学校4年生を対象に配布し、環境資源循環教育の授業等で活用してもらう。

(2)ごみの排出、分別等の出前講座

各町内会、集合住宅、学校等からの要望に応じて実施し、ごみの分別や減量の意識高揚を図る。

(3)リユースマーケット

ア. 実施方法

市民による出店を中心としたフリーマーケット形式による「リユースマーケット」を、年数回開催し、3Rの取組みに対する市民の意識の高揚を図る。

イ. 実績（令和6年度）

	第1回	第2回
日時	11月16日(土)	3月9日(日)予定
場所	福祉の里ハッ田・メープルけやき駐車場	知立市中央公民館正面玄関前ピロティ
参加者	364名	
参加ブース	29ブース	

(4)リサイクル情報

「リサイクル情報:さしあげます・譲ってください」をホームページと広報「ちりゅう」に掲載し、市民同士で不要品を譲り合い、ごみの減量化、リサイクルの啓発を図る。

実績	さしあげます		譲ってください	
	申込	成立	申込	成立
5年度実績	41	13	20	9
6年11月までの実績	33	18	21	4

(5)古紙古布回収事業の実施

井戸尻駐車場資源回収ステーション、年4回実施の臨時回収拠点、公共施設等での回収を通じ、市民のごみの減量・資源化に対する意識の高揚を図る。

(公共施設等は、古布のみ実施)

3. 環境保全に考慮したごみ処理

河川の汚濁原因である食用廃油の収集を行うことにより、公共水域の環境の保全を図る。

不燃物処理場にて家庭から出る使用済み食用廃油を回収し、潤滑油や、バイオ燃料(軽油代替)などにリサイクルする専門業者に売却する。

回収人数・回収量の実績	回収人数(人)	回収量(kg)
5年度実績	646	1,125
6年11月までの実績	531	1,080

第4 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

1. ごみの収集運搬及び処理

(1)ごみの収集運搬

- ア. 収集区域の範囲 — 知立市全域とする。
- イ. 収集の方法 — 委託業者が行う。
- ウ. 収集回数等 — 次の表のとおり行う。

区 分	収 集 日	収 集 方 式	出 し 方
可燃ごみ	週2回(月・金曜日)	路線収集方式	市指定袋
不燃物	月2回(隔週の火・木曜日)	ステーション方式	小型コンテナ・かご
資源物	月2回(隔週の火・木曜日)	ステーション方式	小型コンテナ・かご・麻袋
プラスチック資源	月4回(毎週の火・木曜日)	ステーション方式	市指定袋
粗大ごみ	週1回(水曜日)	戸別収集方式	粗大ごみ処理券貼付方式

※古紙、古布は、知立市不燃物処理場、井戸尻駐車場資源回収ステーション及び公共施設等で随時収集する（公共施設等は、古布のみ実施。

年に4回、不燃物処理場以外にも臨時回収拠点を設け収集を行う）

※小型家電(対象10品目)は、知立市不燃物処理場・市役所ロビー・図書館・ギャラリエアピタ知立店で収集する(パソコンは知立市不燃物処理場でのみ収集する)

※令和7年度から小型充電式電池は、知立市不燃物処理場・市役所環境課で収集する

※粗大ごみは事前予約が必要

- エ. 不燃物・資源物の収集区域の曜日区分(31町内会)
— 次の表のとおりとする。

月曜日地区 (火曜日収集地区)	長篠町区、中山町区、新地町(堀切・新富)区、本町区、
	宝町・池端区、西町区、逢妻町区、西丘町区、上重原町区、
	弘法町区、西中町区、新林町区、谷田町区
水曜日地区 (木曜日収集地区)	山屋敷町区、山町区、中町区、八ツ田町区、牛田町区、
	南陽区、八橋町区、来迎寺町区、昭和1丁目区、昭和2丁目区、
	昭和3丁目区、昭和3丁目1区、昭和4丁目区、昭和5丁目区、
	昭和6丁目区、昭和7丁目区、昭和8丁目区、昭和9丁目区

(2)ごみの処理

委託業者により収集運搬されたごみは、次のとおり処理する。

- ア. 可燃ごみ
刈谷知立環境組合(クリーンセンター)へ搬入し、焼却した後の焼却残さは民間施設で再資源化又は、衣浦港3号地廃棄物最終処分場(武豊町)及び(株)南都興産最終処分場(奈良県御所市)に埋立処分する。
- イ. 不燃物
 - ① 「不燃物」は、「知立市不燃物分別作業場」において、集積所より回収した「プラスチック複合製品」、「金属類」、「針金類」、「コード類」及び「家電」を再度分別し、硬質プラスチック、金属類等の再生可能なものは、業者に引き渡す。
 - ② ①の分別の内、業者に引き渡しできないものはクリーンセンターの破砕施設へ搬入し、焼却する。
 - ③ 「埋立ごみ」は、知立市第2不燃物処理場において埋立処分する。

- ④ 「有害ごみ」である「乾電池」、「蛍光灯・電球」は、業者に運搬・処理を委託し、県外の処理施設(令和6年度実績 長野県小諸市 イー・ステージ株)に引き渡す。

ウ. 資源物

- ① 「ペットボトル」は、中間処理業者に搬送したあと再びペットボトルに再利用する水平リサイクルを実施する。
- ② 「アルミ缶」、「スチール缶」、「パソコン」、「小型家電(対象10品目)」及び「家電」は、業者に引き渡す。
- ③ 「ガラス・陶磁器類」は、「ガラス類」、「陶磁器類」に分別・回収し業者に引き渡す。
- ④ 「飲食用びん」については、知立市不燃物処理場にて「カレット」と「生きびん」に選別し、「生きびん」は業者に引き渡し、カレットについては、(財)日本容器包装リサイクル協会を通じて、再商品化事業者に引き渡す。
- ⑤ 「古紙・古布」は、知立市不燃物処理場、井戸尻駐車場資源回収ステーション及び臨時回収拠点で収集し、業者に引き渡す。
- ⑥ 「プラスチック資源」は、中間処理業者に搬送し、硬質プラスチックは業者に引き渡す。残渣物は(財)日本容器包装リサイクル協会を通じて再商品化事業者に引き渡す。

エ. 粗大ごみ

クリーンセンターへ搬入後、再利用可能な家具は修理し、入札によって落札者に引き渡す。また、家電製品は業者に引き渡す。

その他の粗大ごみは破碎、選別後、再生可能なもの(金属)は業者へ引き渡し、再生不可物は焼却処理する。

(3)一時多量ごみ

「一時的に排出される多量のごみ」は、排出者により「燃えるごみ」、「不燃物」、「資源物」等に分別した上で、クリーンセンター又は不燃物処理場へ搬入する。

(4)ごみの中間処理施設

ア. 可燃ごみの焼却処理施設

施設の名称	刈谷知立環境組合(クリーンセンター)
所在地	刈谷市半城土町東田46番地
処理能力	291t／日(97t／24h×3炉)
搬入見込量	17,073 t
焼却残さの 処分方法	平成23年3月～令和15年4月 衣浦港3号地廃棄物最終処分場にて埋立処分

イ. 不燃物及び粗大ごみの破碎処理施設

施設の名称	刈谷知立環境組合(クリーンセンター)
所在地	刈谷市半城土町東田46番地
処理能力	30t／5h／日(1基)
搬入見込量	872 t

(5)ごみの最終処分場施設

ア. 最終処分

施設の名称	知立市第2不燃物処理場		
所在地	知立市山屋敷町板張地内		
埋立地面積	11,800 m ²		
全体容量	46,553 m ³		
残余見込容量	13,783 m ³	(29.61%)	(令和7年3月末見込)
埋立対象物	埋立ごみ		

イ. 種類別処分見込量

施設の名称	知立市第2不燃物処理場		
埋立収集ごみ	153 t		
一時多量ごみ	191 t		
破碎残さ	0 t		
焼却残さ	10 t		
計	354 t		

第5 その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項

1. 収集計画の周知

(1)ごみ出しガイドブック及びごみカレンダーの配布

令和7年4月からプラスチック一括回収の実施をふまえ、「ごみ出しガイドブック」の改定版を作成し、令和7年3月に全戸配布済み。

「令和7年度版ごみ出しカレンダー」を「ごみ出しガイドブック」併せ令和7年3月に全戸配布済み。

※外国語版(ポルトガル語・英語・中国語・スペイン語・ベトナム語)も窓口等で随時配布する。

いずれも転入者・希望者等にも随時配布する。

(2)知立市ごみチェッカーの配信

約800種類のごみの分別や収集日などを検索できるパソコン又はスマートフォン向けのウェブアプリを配信することにより、ごみの適切な分別の推進を図る。

(3)知立市LINE公式アカウントによるごみ収集日のお知らせ

可燃ごみ収集日の前日及び資源物及び不燃物の収集日の当日にLINEで「可燃ごみ」「資源物」「不燃物」のごみ収集日を周知する。

2. 廃棄物減量推進員

「廃棄物減量推進員」を3名雇用し、各町内会や20戸以上の集合住宅にあるごみ集積所の巡視を行い、廃棄物の排出抑制や再生利用によるごみの減量化の推進に努める。また、環境美化推進のために、市内のパトロールも行う。

3. 粗大ごみ運搬車両貸出事業

粗大ごみの排出に際し、市民がクリーンセンターへ運搬する際に使用する車両として、軽トラック(2台)を燃料費の実施負担で貸出しする。

4. 不法投棄防止対策

(1)不法投棄対策として、次のことを実施する。

- ア. 広報、ホームページで啓発する。
- イ. 環境課職員によるパトロールの実施。
- ウ. 郵便局との不法投棄監視の覚書による協力。
- エ. 不法投棄の多い場所に啓発看板等を設置する。
- オ. 不法投棄物に警告書を貼付する。
- カ. 悪質なものについては、土地所有者からの告訴を促し、告発する。
- キ. 不法投棄の多い場所に移動型監視カメラを設置し、監視による抑止を図る。

(2)家電リサイクル法対象品目及びその他の不法投棄件数

年度 \ 区分	家電4品目(台)				その他の不法投棄(件)	警察への通報件数(件)	郵便局の通報件数(件)
	エアコン	テレビ	冷蔵庫	洗濯機			
5年度実績	1	14	3	5	106	0	0
6年11月までの実績	0	14	0	0	76	2	0

※ 「洗濯機」には、「衣類乾燥機」を含む

5. 資源物持ち去り対策

資源物の持ち去り行為を行った者及びこれを命じた者に対して、持ち去りの禁止を命ずることや20万円以下の罰金が科せられることを明記した知立市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の施行に伴う持ち去り禁止看板の設置や広報等の周知により、抑止力を高める。

資源物持ち去りに関し、環境課職員によるパトロールを行うとともに、警察等関係機関とも連携して対応する。

第6「知立市環境美化推進条例」について

1. 市民、事業者、土地所有者等に対する地域の環境美化、快適な生活環境保全の普及啓発活動

環境美化及び環境保全の普及啓発のため、次のことを実施する。

- (1)環境美化推進員による各種行事でのPRキャンペーンや啓発活動を実施する。また市内や各地域においても環境美化推進パトロールを実施する。
- (2)環境美化指導員(環境課職員)による市内の環境美化推進パトロール、指導等の実施。
- (3)啓発用のぼりやポイ捨て禁止看板の設置及び貸出。
- (4)広報「ちりゅう」による啓発。

2. 市民行動の日の実施

知立市環境美化推進条例に基づき「7万人クリーンサンデー」を含む下記の環境美化推進活動を実施する。

(1) 7万人クリーンサンデー

市内一斉に道路や水路等の清掃作業を行い、地域の環境美化の推進と快適な生活環境の保全を図る。

ア. 実施予定(令和7年度)

- ① 実施日時 令和7年6月8日(日) 午前8時30分～9時30分
- ② 場 所 市内全域
- ③ 参加者 全市民対象 (各種団体・市職員に集積所の立ち番を依頼)

イ. 実績(令和6年度)

- ① 実施日時 令和6年6月23日(日) 午前8時30分～午前9時30分
- ② 参加人数 3, 067人
- ③ ごみ回収量 1085. 3kg

種 類	燃えるごみ	燃えないごみ	び ん	アルミ缶	スチール缶	ペットボトル
回収量(kg)	570.0	166.6	74.8	42.4	82.5	36.0
種 類	埋立ごみ	有害ごみ	スプレー缶			
回収量(kg)	40.0	56.0	17.0			

(2) プロギング事業

ゴミ拾いとジョギングを合わせたSDGsスポーツで、年2回開催予定。

ア. 実施予定(令和7年度)

- ① 実施回数 2回
- ② 場 所 市内
- ③ 参加者 50名／回

イ. 実績(令和6年度)

	第1回	第2回
実施日時	10月14日(月・祝)	2月9日(日) 予定
場所	ちりゅっぴの庭周辺	大林緑の公園周辺
参加者数	58名	50名(予定)
集めたごみの量	10.5kg	

3. 環境美化推進員

空き缶及び吸殻等の散乱並びに動物のふん害を防止し、地域の環境美化及び快適な生活環境の保全を図り、清潔で美しいまちづくりを推進することを目的として、環境美化推進員を募集し委嘱する。

主な活動としては、週1回程度地域の見回りと報告(必要とした時のみ)。

また、クリーンサンデーへの参加や環境に関する啓発活動を行う。

Ⅲ 生活排水処理実施計画

第1 生活排水処理計画

1. 生活排水処理形態別人口

処理形態	5年度実績	6年度見込	7年度見込
公共下水道	45,668 人	46,514 人	47,360 人
浄化槽(合併・単独)	25,568 人	24,919 人	24,271 人
し尿処理	1,066 人	1,014 人	963 人
自家処理	0 人	0 人	0 人

第2 し尿の収集運搬及び処理

1. 収集運搬

- ア. 収集区域 — 知立市全域
- イ. 収集方法 — 次の表の者により行う。
- ウ. 収集回数 — 次の表のとおり行う。

し尿の区分	収集方法	収集回数	
し 尿	委託業者	定額制	月1回
		従量制・特別制	随時
浄化槽汚泥	浄化槽清掃の許可業者	年1回以上	

2. 処理

し尿・浄化槽汚泥ともに豊田市逢妻衛生プラントに搬入し、処理を委託する。

3. し尿処理施設

施設の名称	豊田市逢妻衛生プラント		
所在地	豊田市前林町前越1番地		
処理能力	混合処理施設	150kl／日	
	浄化槽汚泥専用処理施設	200kl／日	
処理方法	混合処理施設	標準脱窒素処理方式	
	浄化槽汚泥処理施設	一段活性汚泥処理方式	